

# 京都市まちの美化推進事業団定款

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第32条 推進事業団の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

### (資産の管理)

第33条 推進事業団の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において別に定める。

### (経費の支弁)

第34条 推進事業団の経費は、資産をもって支弁する。

### (暫定予算)

第35条 年度開始までに予算が成立しないときは、理事長は、予算の成立の日までに前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、人件費、電話代等の事務費、その他の定例の清掃活動費等の固定的費用の支出に限る。

2 前項の収入支出は、あらたに成立する予算の収入支出とみなす。

### (剰余金の処分)

第36条 毎会計年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

### (会計年度)

第37条 推進事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。